

令和8年度		未就学児の均等割軽減額 (円)		
		軽減前税額	軽減額	軽減後税額
一般世帯	医療給付費分	19,000	9,500	9,500
	後期高齢者支援金分	6,500	3,250	3,250
	子ども・子育て支援金分	1,196	598	598
	合計	26,696	13,348	13,348
2割軽減世帯	医療給付費分	19,000	11,400	7,600
	後期高齢者支援金分	6,500	3,900	2,600
	子ども・子育て支援金分	1,196	718	478
	合計	26,696	16,018	10,678
5割軽減世帯	医療給付費分	19,000	14,250	4,750
	後期高齢者支援金分	6,500	4,875	1,625
	子ども・子育て支援金分	1,196	897	299
	合計	26,696	20,022	6,674
7割軽減世帯	医療給付費分	19,000	16,150	2,850
	後期高齢者支援金分	6,500	5,525	975
	子ども・子育て支援金分	1,196	1,017	179
	合計	26,696	22,692	4,004

※ 軽減対象期間

満6歳に到達したあとに迎える最初の3月31日までとなり、小学校入学年度からは軽減の対象外になります。

(注記) 未就学児が2人以上加入している場合や所得割額によっては、100円未満の端数調整が生じますので、未就学児1人当たりの均等割額が必ずしもこの金額とは限りません。

(注記) 12か月間(4月から翌年の3月まで)加入している場合の金額です。

